

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 ○民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>附則          （特定民間都市開発事業に係る地域の特例等）          第一条の三 平成二十四年三月三十一日までの間における法第四条第一項          第一号に掲げる業務については、同号の政令で定める地域は、第三条の          規定にかかわらず、同条第二号に該当する地域（法第二条第二項第一号          に規定する民間都市開発事業のうち市街地の計画的な再開発に資するも          のとして国土交通大臣の定める基準に該当する事業に係るものに限る。          ）とする。</p> <p>2          （略）</p>
<p>現行</p>	<p>附則          （特定民間都市開発事業に係る地域の特例等）          第一条の三 平成二十一年三月三十一日までの間は、法第四条第一項第一          号の政令で定める地域は、第三条の規定にかかわらず、同条第二号に該          当する地域（法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業のうち          市街地の計画的な再開発に資するものとして国土交通大臣の定める基準          に該当する事業に係るものに限る。）とする。</p> <p>2          （略）</p>